

はらからの里：短期入所生活介護
ユニット型個室料金表（1日）

令和3年8月1日からの料金です。

※食事の料金は朝食445円、昼食・夕食500円ですが、1日あたりの上限額は各負担段階に記載の料金となります。

※令和3年4月1日～令和3年9月30日まで基本報酬の0.1%が上乗せとなります。月単位での算定となりますので、詳しくはサービス提供票をご覧ください。

介護度	負担割合	負担段階	居住費① 日額	食費② 日額 ※注	介護サービス費③				介護職員処遇改善 加算(1)(8.3%) ④	介護職員等特定処 遇改善加算(1) (2.7%) ⑤	日額合計 ①+②+③+④+⑤
					併設型短期入所生活介護Ⅰ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算	機能訓練体制加算			
					日額	日額	日額	日額			
1	3割	第4段階	2,006	1,445	2,088	54	54	36	185	60	5,929
	2割		2,006	1,445	1,392	36	36	24	124	40	5,103
	1割	第3段階②	2,006	1,445	696	18	18	12	61	20	4,276
			1,310	1,300							3,435
		第3段階①	1,310	1000							3,135
		第2段階	820	600							2,245
		第1段階	820	300							1,945
2	3割	第4段階	2,006	1,445	2,292	54	54	36	202	66	6,155
	2割		2,006	1,445	1,528	36	36	24	135	44	5,254
	1割	第3段階②	2,006	1,445	764	18	18	12	67	21	4,351
			1,310	1,300							3,510
		第3段階①	1,310	1000							3,210
		第2段階	820	600							2,320
		第1段階	820	300							2,020
3	3割	第4段階	2,006	1,445	2,514	54	54	36	221	72	6,401
	2割		2,006	1,445	1,676	36	36	24	147	48	5,418
	1割	第3段階②	2,006	1,445	838	18	18	12	73	23	4,433
			1,310	1,300							3,592
		第3段階①	1,310	1000							3,292
		第2段階	820	600							2,402
		第1段階	820	300							2,102
4	3割	第4段階	2,006	1,445	2,724	54	54	36	238	77	6,634
	2割		2,006	1,445	1,816	36	36	24	159	52	5,573
	1割	第3段階②	2,006	1,445	908	18	18	12	79	25	4,511
			1,310	1,300							3,670
		第3段階①	1,310	1000							3,370
		第2段階	820	600							2,480
		第1段階	820	300							2,180
5	3割	第4段階	2,006	1,445	2,928	54	54	36	255	83	6,861
	2割		2,006	1,445	1,952	36	36	24	170	55	5,724
	1割	第3段階②	2,006	1,445	976	18	18	12	84	27	4,586
			1,310	1,300							3,745
		第3段階①	1,310	1000							3,445
		第2段階	820	600							2,555
		第1段階	820	300							2,255

・利用者負担割合について

第1号被保険者 要介護認定を 受けている者	本人の合計所得金額が単身340万円以上、2人世帯以上463万円以上の場合		3割
	本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が 単身は280万円以上340万未満の場合	2割
		2人以上世帯は346万円以上463万未満の場合	
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満の場合	1割
2人以上は346万円未満の場合			
上記に当てはまらない方(住民税非課税者、生活保護受給者等も含む)			

・利用者負担段階について

第4段階	住民税課税世帯の方
第3段階②	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、年金収入等120万円以上の方
第3段階①	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、年金収入等80万円～120万円以下の方
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方

かつ、下記の条件があります。

・預貯金の金額が下記に記載の金額以上ある方は負担段階対象外となりますので、ご注意ください。申請の際にはご本人と配偶者名義の通帳のコピーの提出が必要です。

年金収入等80万円以下の方	①単身 650万円	②夫婦1650万円
年金収入等80万円～120万円の方	①単身 550万円	②夫婦1550万円
年金収入等120万円以上の方	①単身 500万円	②夫婦1500万円

・世帯分離後でも配偶者の所得を勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外とする。

詳細についてはお住まいの市町村までお問い合わせ下さい。